

2021 9

No.303

KAWASAKI

川崎南法人会だより

川崎南税務署長あいさつ	2
川崎南税務署の人事異動	3
令和4年度税制改正要望事項	4
コラム	7
新しい仲間 PR コーナー	10
法律相談	11
健康クリニック	12
防衛省からのお知らせ	13
活動報告	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15

表紙写真：(一社)川崎市観光協会 提供

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<http://www.km-hojinkai.or.jp>



発行所／公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人／広報委員会

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール info@km-hojinkai.or.jp

TEL：044-276-8731
FAX：044-276-8738



川崎南税務署長
兼 頭 智 子
岐阜県出身

着任のご挨拶

初秋の候、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、川崎南税務署長を拝命した兼頭でございます。前任の前田署長同様にご厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

梶川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として、税に関する様々な研修会の開催をはじめ、次世代を担う児童を対象とした租税教室や絵はがきコンクールの開催等を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に取り組まれています。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により、1年を通じて多くの事業が中止となる中、オンラインによる決算法人説明会を開催するなど、創意工夫溢れる活発な活動を展開されており、貴会の役員及び会員の皆様方並びに事務局のご尽力に對しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、私ども国税組織に課された使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、今事務年度も納税者の皆様方がよりスムーズ・スピーディに申告や納税ができるよう、納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、納税環境の整備に取り組んでまいります。とりわけコロナ禍においては、感染拡大を防ぐ意味においても、スマートフォンを利用した確定申告など、ご自宅等からのe-Tax送信及びダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付の更なる利用拡大に努めていく所存でございます。

また、東京国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や調査・徴収事務の充実・高度化を目指し、複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」に取り組んでおります。

さらに、令和5年10月から導入されるインボイス制度につきましては、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始いたします。

多くの事業者の皆様これらの取組みや制度を理解していただくためには、関係民間団体の皆様の協力が欠かせません。今後も皆様と緊密な連携を図りながら、周知・広報に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心からお祈り申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人担当副署長
佐々木 健 吾
北海道出身

この度の異動で、札幌国税局から参りました。法人会の皆様方には常日頃から大変お世話になっております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

メンバー紹介



法人課税第1統括官
瀧澤 麗 子
青森県出身

この度の異動で京橋署から参りました。コロナ禍で3密は避けなければいけませんが、法人会の皆様との関係は密にいきたいです。よろしくお願いします。



法人課税第2統括官
戸羽 栄
岩手県出身

3年目になりました、源泉部会を担当いたします、会員の皆様引き続きよろしくお願いいたします。



法人課税第1審理上席
鈴木 里 香
神奈川県出身

この度の異動で平塚署から参りました。各種研修会では、皆様に分かりやすいと思っていただけるよう心掛けています。よろしくお願いします。



法人課税第2審理上席
沖野 秀 晴
大分県出身

この度の異動で神田署から参りました。説明会や研修会で、お会いすることもあると思いますがよろしくお願いします。

川崎南税務署幹部人事異動

(令和3年7月10日付)

職 名	異 動 後 幹 部		異 動 前 幹 部	
	氏 名	前 任 署	氏 名	異 動 先
署 長	かねとう ともこ 兼頭 智子	税大東研 幹事	前田 雅庸	退 官
副署長(総担)筆頭	かいとう ひろふみ 海藤 宏文	留 任	海藤 宏文	
副 署 長 (法 担)	ささ きけん 佐々木健吾	札幌局課二 法人課税 課長補佐	百武 誠	査察 査 33 統括官
特別調査官(法)	いわした まこと 岩下 誠	芝 特官(法) 特調官	仲村 博之	退 官
総 務 課 長	いしまる たつや 石丸 竜也	神奈川 法人1 統括官	児玉 恵子	新宿 総務 課長
管 運 第 1 統 括 官	いとうくみこ 伊藤久美子	庁 東京派遣監察官 監察官補	森永 清則	藤沢 管運1 統括官
管 運 第 2 統 括 官	たけだ みちよ 武田三十代	平塚 管運 連調官	宮沢 修二	厚木 管運1 統括官
管 運 第 3 統 括 官	ひろせ かずひと 廣瀬 和仁	留 任	廣瀬 和仁	
連絡調整官(管運)			稲森耕太郎	神田 審専官(徴) 審専官
徴収第1統括官	たけうちじゅんいちろう 竹内淳一郎	留 任	竹内淳一郎	
徴収第2統括官	こばやし ともひろ 小林 知広	板橋 管運4 統括官	田中 聡	荒川 徴収2 統括官
個人第1統括官	かわの ひろあき 河野 宏章	留 任	河野 宏章	
個人第2統括官	たけむら あつひこ 竹村 篤彦	留 任	竹村 篤彦	
個人第3統括官	かんざき よういち 神崎 洋一	町田 管運 連調官	大石 和之	戸塚署 個人3 統括官
個人第4統括官	ふじさき まさふみ 藤崎 正文	留 任	藤崎 正文	
連絡調整官(個人)	おおくら のぞみ 大倉のぞみ	横浜中 個人1 記推官		
資 産 統 括 官	こいわいのりこ 小岩井誠子	緑 資産3 統括官	木田 育男	平塚 資産1 統括官
特別調査官(法)	おん だ 晃 恩田 晃	川崎南 法人1 統括官	片山 誠仁	退 官
法人第1統括官	たきざわ れいこ 瀧澤 麗子	京橋 法人3 統括官	恩田 晃	川崎南 特官(法) 特調官
法人第2統括官	と げ 栄 戸羽 栄	留 任	戸羽 栄	
法人第3統括官	いわさき なおき 岩崎 直樹	留 任	岩崎 直樹	
法人第4統括官	ね ぎし 康彦 根岸 康彦	留 任	根岸 康彦	
法人第5統括官	つみ けんいち 堤 健一	局総 情報処理9 税務分析官	鈴木 裕康	退 官
法人第6統括官	と ぎさ こういち 登坂 孝一	神奈川 資産2 統括官	幾世橋享明	四谷 法人9 統括官
審理専門官(法人)	しい の よしたか 椎野 芳孝	留 任	椎野 芳孝	
連絡調整官(法人)	うえ の だいじろう 上野大二郎	留 任	上野大二郎	
課 長 補 佐	わたなべ かつこ 渡邊 克子	局課一 統実官付 実査官	福永 亮	浅草 法人 連調官
総 務 係 長	お がわ かずあき 小川 和晃	留 任	小川 和晃	
会 計 係 長	さかい よしのり 酒井 快哲	留 任	酒井 快哲	

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出など
の手続きがインターネットで
行えます。e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが！添付書類の
提出省略還付が
スピーディー電子申告で
効率UP！ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

令和4年度税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

<はじめに>

令和元年末から世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、日本国内でも感染拡大が収まらず、日本経済に大きな打撃を与えている。特に、感染者数が減少しない地域においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し適用され、生活や事業などあらゆる面で制限を受け続けている。政府は財政支援を積極的に行っているとはいえ、長期的にわたる影響で、資金力の弱い中小企業は限界にきている。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

感染症の収束を見据えて、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じ、引き続きこれから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

<基本的な課題>

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の財政は、社会保障関係費の増大等を背景に財政健全化に向けた道筋が極めて不透明である。全ての団塊世代の人が75歳以上の後期高齢者となる2025年度以降は社会保障費の一層の増加は明らかである。2025年度までには2020年度から先送りされた基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の実現が必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済状況の悪化を考慮し、国会議員の歳費を2割削減する改正歳費法が成立したが、引き続き目標と具体策を策定し、歳出改革を断行することが急務である。

特に社会保障制度についての抜本的な改革が不可欠である。構造改革を行い社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウェイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、将来世代が安心できる持続可能な制度にするためにも、給付と負担の見直しが必要である。また、高齢者の就労意欲を削がないよう受給開始年齢の引き上げも考慮する必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措置を進めていくべきである。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努める。また、受給者の自立支援も併せて行う。
- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図り、無駄を徹底的に排除すると共に、歳出の使途を明確化し情報公開を実施する。そして、我々国民は国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に果たすべきである。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

令和元年10月から実施されている軽減税率制度は、対象品目及び取引の判定が困難であり、事業者の事務負担が増加するなど不合理・不公平である。また、低所得者対策が目的であるにもかかわらず、効果は限定的である。したがって、軽減税率制度を廃止し、単一税率にすべきである。

令和3年10月から適格請求書発行事業者の登録が開始されることとなる。インボイス方式は、現行の請求書等保存方式と基本的な考え方として全く異なる制度であり、過度の事務負担を生じさせる。新型コロナウイルス感染症拡大にある状況下において、インボイス方式の導入時期の延期や現行の請求書等保存方式を当面維持するなど弾力的に対応することを検討すべきである。

5. マイナンバー制度 等

マイナンバーカードを健康保険証として利用出来るようにする仕組みを令和3年3月下旬に予定していたが、試行段階でのデータの誤入力などによるトラブルが相次いだため本格運用は先送りとなり、制度運用の不安を露呈した。適切な運用が出来るよう迅速に対策を講じるとともに、引き続き国民や事業者が正しく理解されるよう、更なる周知に取り組んでいく必要がある。

運用に当たっては個人情報の流出等に対する防衛措置や不正利用の防止等を徹底した上で、行政の効率化だけでなく、納税者の利便性向上を高めていくことが重要である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率のあり方

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられ、20%台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国に一步近づき、更なる引き下げを見据えていたところであったが、本年の主要7カ国（G7）の財務相会合では、「少なくとも15%」とする米国案を支持することで一致した。近年の国際的な法人税の引き下げ競争を終わらせる狙いによるものである。背景には大企業の課税逃れや期待した投資増加につながらないという課題があった。今後、国際的なルール作りが進んでいくと思うが、我が国においても国際競争に残されないように注力した中で、今後の方針を慎重に検討してもらいたい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成31年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するように求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1600万円程度に引き上げることを要望する。

3. 事業承継税制の拡充 等

平成30年度税制改正で、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の特例が創設され、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、10年間の抜本的改革が行われたことは評価するが、中小企業がより円滑な事業承継を行うためには、まだ不十分であることから、さらなる見直しで、本格的な事業承継税制の創設を求める。

事業用資産を一般資産と切り離し、事業の業種や利用形態により相続税の軽減や免除、贈与税の免除をする制度を創出することにより法人の事業解体を抑制する必要がある。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

景気の基盤は依然として弱いままであり、さらには地方の中小企業等にとっては、未だ景気の回復を実感できるレベルには無いことから、地方に目を向け、地方からの景気回復を目指した施策の充実を図る。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようだが、納税者が関わりのない自治体に納税することは本来の目的とは異なる。返礼品という制度ばかり注目されている現状も含め制度の見直しが必要である。

2. 財政・行政の効率化 等

地方行財政改革のためには、国と地方の役割分担を明確にした上で権限を委譲し、地方も広域行政による効率化を図り、地方の自主決定により地域特性を活かした経済発展を目指すべきである。また、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

行政は民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図るべきである。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

法人税法では役員給与を原則損金不算入としている。いわゆるお手盛り防止の規定であるが、法人税法上では「役員」の範囲が会社法より広く、少数の株主によって支配される「同族会社」の場合は、その使用人の中に大株主の関係者（特殊関係使用人）がいて、会社法上は使用人であっても税法上は「役員」となることがある。

従業員同様、経營業務に対する役員のモチベーションを高く維持するには、役員の報酬等を会社の業績に連動させて決めている会社がほとんどである。なお、法人税法では、「同族会社ではない会社」は役員の業績連動給与が全額損金算入される。

日本経済を支えているとされる中小法人の多くは同族会社であり、社会保険料増額や消費税増税による費用負担増、新型コロナウイルス感染症による収入減少により、ほとんどの中小法人がこれまで以上の厳しい運営を余儀なくされている。さらには廃業に追いやられる中小法人も増えることが予想される。現状の同族会社に対する様々な条件を緩和し、役員給与を原則損金算入とすべきである。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

多様な働き方を見据えて、いわゆるフリーランスの人達を支援するために給与所得控除、基礎控除の改正がなされたが基礎控除の大幅な拡充は広く、薄く税を徴収する事に対しては逆行する。また給与生活者以外への所得補足の強化が当然必要で、そうでなければ給与所得者の不公平感が増大する。

2. 各種控除制度の見直し 等

現行の所得控除制度（基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除）は累進税率のもとでは高所得世帯ほど税負担が軽減されており公平な制度とは言えない。また、女性の活躍を促進する観点や、新型コロナウイルスの影響等により副業を認める企業が増加するなど働き方が多様化していく中でこれまでの所得控除制度だけでは対応しきれない可能性があり、こうした経済再生の原動力となるビジネスモデルの変革を強力に後押しする税制の整備が必要である。

また、現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うなど、税制面から子育て世代を応援する制度の確立を主張する。

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

相続税は、基礎控除額の引下げにより、わが国の相続税負担感が増している。基礎控除額を改正前に戻すよう要望する。

贈与税については、これ以上の課税強化は行うべきでなく、経済活性化の為に贈与税の基礎控除金額110万円を拡大すべきである。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地方の自主財源として大きな比重を占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていたが、居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に、商業地等の宅地の評価はより収益性を考慮した評価方法を取り、軽減の方向で見直すべきである。

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないばかりか、我が国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制であるため、償却資産に対する固定資産税は廃止することを求める。

<その他>

Ⅰ. 震災復興等

震災復興税制については効率的に消費し、可能な限り早期に復興措置を達成し、特別徴収の解除を実現するべきである。また、同時に防災、減災対策の推進は、税制上の優遇措置も含めて国が総括的に支援していくことが求められる。

Ⅱ. 租税教育

納税の意義、税の役割について、必ずしも地域の方々が十分に理解し、認識していない部分があるため、社会全体で租税への教育、意識の向上に取り組んでいく必要がある。

特に、学校教育の場を通じて租税教育を行うことは、成長段階において社会における税金の大切さを理解させることになり、正しい納税意識を育むことが出来る。

Ⅲ. 印紙税

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、近年の電子商取引などに対して印紙税の対象とならない取引と契約書や領収書等印紙税の対象となる取引などその手段の選択によって課税の公平性が阻害されている点において電子化への対応が比較的遅れている中小企業に負担が偏っている。また、書面の存在を前提とした文書課税であり納税分野のデジタル化を推進する上で明らかに逆行するものである点から印紙税は速やかに廃止すべきである。



※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？（答えは9頁にあります）

せつの間違い探し

【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう） 専修大学法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

東日本大震災から10年経ったが、貴社の防災対策は進展しているだろうか。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、地震、台風、豪雨などの自然災害に見舞われる「複合災害」のリスクが高まっている。本社工場など拠点が限られる中小企業では、事業継続計画（BCP）の策定など事前の備えが存続を左右する。従業員の安全を守るところから対策に着手したい。

間もなく本格的な台風シーズンに突入する。2019年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）は、静岡県や新潟県、関東甲信・東北地方など広域に甚大な被害をもたらした。24時間の降水量は103地点で観測史上最高となるなど記録的な大雨となった。

中央防災会議ワーキンググループの報告によると、台風19号により屋外で亡くなった50人のうち「工作中」「通勤・帰宅中」の被災が3割弱含まれる。企業は率先して従業員の安全確保に取り組む必要がある。

内閣府は今年4月、企業の事業継続能力向上のための基本的な考え方をまとめた「事業継続ガイドライン」を改定した。気候変動に伴う風水害の激甚・頻発化という近年の災害特性を踏まえ、従業員の安全確保により注力するよう求めている。

具体的には、台風や豪雨で公共交通機関が計画運休となるなど出勤や退勤が困難になることが想定される場合は、計画休業やテレワークの実施、特別休暇の取得などにより、危機が去るまで従業員を待機させることが重要としている。

天候が悪化する中で従業員を帰宅させる場合は、特段の注意を払う必要がある。50人の半数以上は車で移動中に亡くなり、その8割強は水害によるものだ。立体交差のアンダーパスが冠水し、車ごと深みにはまる痛ましいケースも少なくなかった。

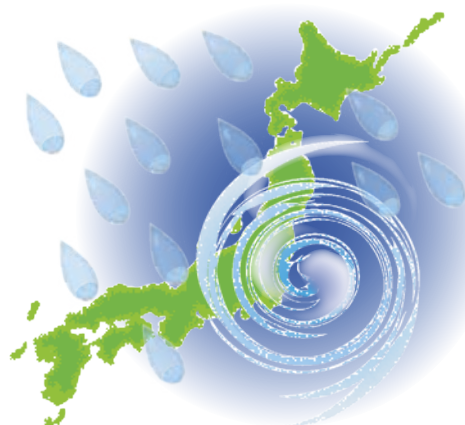
設備管理などで出社しなければならない従業員は、工場が高台などにあり安全を確保できるなら、職場

に留まることも有効な選択肢になる。台風などの進行型災害では準備の時間がある。自社への影響が最大化するとみられる時刻から逆算し、早めに避難体制を整えておく。こうしたタイムライン防災の視点に立ち、従業員の生命を守ることから自然災害に強い組織づくりを進めたい。

産業廃棄物処理業の鈴木工業（仙台市若林区）は、東日本大震災で5メートルを越す津波により処理施設の機能を喪失したが、平時から積み重ねてきた訓練が生きた。従業員がすぐに大型発電機を手配しピンチをしのげた。焼却炉を稼働させるには攪拌や送風に電力が要る。インフラの復旧は当面難しいと読んだ。

各調査機関のアンケートによると、東日本大震災以降、中小企業のBCP策定率は漸増傾向にあるものの、全体の2割に満たない。鈴木工業の鈴木伸彌社長は「できるところから始めてほしい。費用をかけられない中小企業では、従業員の防災意識を高めるなどソフト面の対策が肝になる」と話す。

従業員の個別事情を考慮のうえ、一枚紙に各人の初動対応をまとめて社内共有し、いざという時に遅滞なく発動できるようにしておくだけで効果がある。鈴木工業では安否確認を迅速に行えるよう、従業員が社内の緊急連絡先や家族の電話番号を記した防災カードを携帯している。アナログ的な手法も活用し、堤防より心の壁を高くしておきたい。



激甚化する自然災害から従業員を守れ

日刊工業新聞社

岡田 直樹

筆者紹介

岡田 直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。埼玉県出身。

先日北海道新聞で、「クレームこそ、好機」という言葉を知った。厚岸観光協会で現在活躍中の安藤事務局長さんの座右の銘とのことだが、「ピンチは、チャンス」という言葉よりも、こちらの方がいい標語になりそうだ。そこで、これを材料に仕事の仕方を眺めてみる。

そもそも“ピンチ”と“クレーム”では、トラブルに関わる者が違う。“ピンチ”は自分だけだが、“クレーム”にはクレームを持ち込む相手と自分の2者がいる。トラブルに見舞われている状況は同じでも、その関わる者の違いは解に臨む姿勢に現れる。

“ピンチ”では、追い詰められるのは“自分”だけ。そのため打開策は「自分さえ回避できれば…」程度のもので済んでしまう。ところが“クレーム”の方は、そうはいかない。こちらが提示する策が相手を受け止めてくれないと、打開策とはなれないのだ。

問題解決の糸口は、ひとえにクレームを発する相手の側が握っているから、なぜクレームが出てくるのか、その背景をじっくりと探らねば解にはなれない。「ピンチは、チャンス」では得られない、この場面のあることが「クレームこそ、好機」の標語の力の見せどころ。

すると日頃は見過ごしがちな、こちらの落ち度や深層にある相手の欲求も浮かんでくる。それが感じ取れたら、すかさずこれに対応する。この時、相手と対応する時の姿勢で一番大事なのは、相手も人間だということ。対応の入り口看板に掲げるのは、「誠心誠意」と心がけよう。

誠心誠意の見せ方で大事なのは、相手の真の苦情に寄り添う姿勢だと思う。人間、拳を振り上げるときに先走っているのは感情だ。その感情の始末、落としどころまで考えて拳を振り上げることは少ない

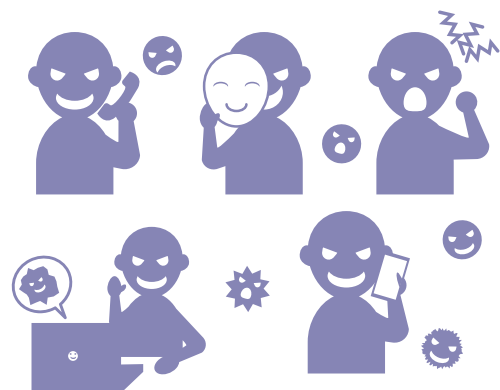
もの。単に謝るというのではなく、拳のおろしどころを探り、提案し、相手との信頼関係を太くすることだけを、まずは考えて対応しよう。するとそれはリピーター獲得の入り口へと、変えることができる。人生、逃げ回れるほど長くはない。

縮んだ取引関係を切らず太いものにしていくには、“クレーム”対応ひとつについてもこんな心掛けも必要なのではないかと思うのだが、この収縮状態だけに目を当てると、少子化により発現するといわれている経済活動の縮小とも通じてくる。

都会ではリヤカーによる移動店舗がはやってきているとも漏れ聞く。SNSなどで移動先を入れておくと、そこに客が集まっているそうだ。商機は価格差もあるだろうが、やはり人間には信頼関係前提スタイルが強いように思う。

そういえばルート営業の元祖、「御用聞き」はどの業種でもやっていた。価格競争の通販では手薄になりがちな「信頼関係」構築に力を入れたやり方だ。

在宅勤務時の勤務管理とか健康管理等々、コロナ禍で改めて認識させられた管理課題も多いと思うが、現在はこの業界もコロナで縮んでいる。強引に経済活動を縮小することになったコロナ禍をテコにし、次の課題の少子化現象を乗り切るヒントを得るためにも、“クレーム”に向き合う姿勢を鍛えておこう。



筆者紹介

玄間 千映子（げんま・ちえこ）

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、日本経済大学大学院非常勤講師、信州大学コーディネーター兼先鋭材料研究所野口研究室技術アドバイザー、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「朗働の時代」「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。



近年よく使われる「腸内フローラの改善」も同じ意味

流行語にもなった「腸活」とは読んで字の如しで、“第2の脳”とも呼ばれる腸の活動や働きを良くすることです。食事や運動に配慮して、重要な臓器である腸の機能向上を目指すと同時に、ライフスタイルにも取り入れることを積極的に呼びかけ、腸活とは『腸内環境を改善すること』と定義されました。

ところが後発の「腸内フローラの改善」は、何ともしゃれた感じはしますけれど、実は「腸内環境の改善」と全く同じ意味なのです。そこで分かりやすく「腸内フローラ」とは何なのか、の説明から入ることにします。

私たちの腸の中には多種多様の細菌がすみついていて、その数は実に1,000種、100兆個に及ぶと言われています。フローラとは英語でお花畑のことですが、腸内細菌を顕微鏡で覗くと、まるでお花畑のように見えることから、腸内細菌は「腸内フローラ」と呼ばれるようになりました。

その無限大とも言える腸内細菌は3種類に大別されます。体に良い働きをする「善玉菌」、悪い働きをする「悪玉菌」、どちらにも属さない「日和見（ひよりみ）菌」です。そして種類別の腸活とは、善玉菌を増やし、悪玉菌を減らし、日和見菌をなるべく多く味方につけること、とされています。

具体的に言うと、善玉菌はビタミンの合成、消化吸収、老化防止、健康維持に影響を及ぼす細菌で、代表的なのはビフィズス菌、乳酸菌です。次に悪玉菌は文字通り体に悪さをする細菌で、腸内で有害物質をつくり出すほか、便秘や下痢の原因にもなります。代表的なのはウェルシュ菌、ブドウ球菌です。そして日和見菌は、健康な時はおとなしくしていますが、体が弱ったりすると仮面を脱いで悪さを始めます。代表的なのは大腸菌、連鎖球菌、バクテロイデス菌などです。

まず食生活を見直し、適度な運動と十分な睡眠を

食事では何を食べれば良いかの前に、必ず実行して欲しい、守って欲しい、大前提があります。それは毎日、1.5リットルほどの水を飲む習慣をつけること。

そして、毎日決まった時間に3食きちんと食事をするということです。会社勤務の方は難しいかも知れませんが、出来る限り努力をしましょう。

次に、毎日食したいのは、優れた効能を持つ乳酸菌・ビフィズス菌たっぷりのヨーグルト、それに善玉菌の好むオリゴ糖の多い牛乳です。これが両横綱と言えます。

筆者紹介

大谷 克弥（おおたに・かつや）

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

日本に古くから伝わる発酵食品も腸をきれいにする働きをします。納豆を筆頭に味噌、漬け物、鰯節、甘酒です。前述のヨーグルトのほかチーズ、キムチも、この仲間に入ります。

食物繊維の多い野菜もお勧めです。ゴボウ、カボチャ、オクラ、セロリ、サツマイモ、アスパラガス、トウモロコシなどです。食べ物ではワカメ、コンブ、寒天などの海藻類、シタケ、シメジなどのきのこ類、バナナ、ミカン、グレープフルーツなどの果物類も、腸活食品の上位にランクされています。

腸を活発にするには運動も大切です。ただし、「スポーツは苦手」と尻込みする必要はありません。ほんの軽いジョギングで十分です。とにかく体を動かして体の外側から腸に刺激を与えることが、推奨される正しい腸活につながるのです。

動くことと同時に休むこと、そう睡眠も大事です。睡眠不足は体内のホルモンの分泌や自律神経の機能にも影響を及ぼしますので、ストレスに負けないようリラックスすることを身につけ、熟睡を心掛けたいですね。入浴は心身を休めさせますが、寝酒は度を過ごすことがあるので控えましょう。

1日に1回は自分の便をチェックして、腸内環境を知ろう

さて最後は、自分の腸内環境を知る上で最も基本的であるのに、あまりされていないチェック法のお勧めです。それは自分の便を、自分の目で確かめること。排便回数に個人差はありますが、1日に1回の日があれば必ずメモをし、不定期続きであっても平均回数を同様に頭に入れましょう。回数の結論は、1日から3日以内に一度、すっきりした便があれば正常と見なされます。

次は色ですが、推奨は黄褐色ですけれど茶色もまず問題ありません。黒っぽいのは便秘の人に多いようですが、痔持ちでないのに血が混じって赤いとか、薬を飲んでないのに白い場合は、早急な検査が必要と肝に銘じて下さい。

形は昔から見本とされているバナナ型が理想です。そして腸内がきれいであれば、便には臭いがほとんどありません。腸内が汚れていたら便もオナラも臭いが強くなる、と覚えましょう。

現在は洋式トイレが普及して便のチェックが簡単になったので、出来れば1日に1回、それも毎朝、便器と自分の便を見るようにしたいですね。便器についていた赤い色は何かと病院で検査を受け、大腸がんと分かったケースは無数にあります。

正しい「腸活」を習慣づけて、悔いのない毎日を

医療ジャーナリスト

大谷 克弥

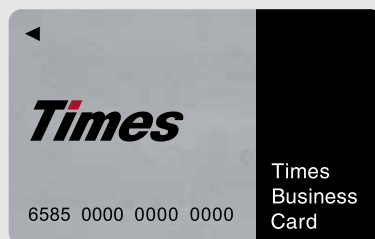
ビジネスでも

タイムズのカーシェア

法人会員なら月額基本料金

0円

駐車場精算にも
ご利用いただけます



全国にあるカーシェア車両を
いつでも、どこでも

固定費 15分220円
社用車にかかるコストを
カーシェアに変える事で削減

繁忙期でクルマが足りない時に
必要な分だけ利用可能

お問合せ先

タイムズモビリティ株式会社 関東第二事業部 横浜法人グループ

TEL.045-224-8925

(平日 9:00~17:00)

年末年始及びゴールデンウィークやお盆等の休日期間はご対応が遅くなりますことをご了承ください。

新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

葬儀支援サービス

知ってる?
ワンだふるで
頼りになるこの制度

川崎南法人会会員の方、
ご家族の方、どなたでもご
利用できる福利厚生サービ
スです。



制度運営 株式会社 全国儀式サービス

川崎南法人会
事務局

全国儀式サービスホームページ

スマホ版もあります!

全国儀式サービス 検索

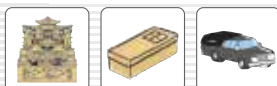
ユーザー名 gishiki
パスワード kminami_hou



メリット1 葬儀費用の負担を軽減

全国平均40万円相当の葬儀に必要な基本セットが無料~33万円(税込)でご利用になります。

●葬儀に必要な基本セット



- 祭壇
- お棺
- 寝台車
(車庫から10キロまで)
- ご遺影(白黒)
- 会葬礼状
(100枚)
- 位牌など

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理
などの接待費、寺院関係費、火葬料な
どは基本セットに含まれておりません。

●「基本セット」ご利用対象者とご利用料金

対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金(税込)
●会員企業の75歳未満の全取締役 及び 監査役本人	無 料
●会員企業の75歳以上の全取締役 及び 監査役本人 ●本人の配偶者 及び 子女 ●本人 及び 配偶者の両親 ●本人 及び 配偶者の祖父母	26.4万円

(特別適用) 本人 及び 配偶者の兄弟姉妹・おじ・おば・孫 33万円(税込)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「川崎南法人会」の名札で
生花または花環が一基提供されます。

メリット2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご契約団体の皆様からの葬儀依頼は年間6,500件以上。ご依頼いただく葬儀は、制度加盟320団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

●離れて暮らす家族の葬儀も依頼可能

全国約500加盟葬儀社
2,700を超える斎場施設

電話一本で安心の全国葬儀手配

●葬儀のご手配、事前相談は 24時間・365日対応 (※全国儀式サービスコールセンター)



0120-421-493

始めに所属団体名「川崎南法人会」とお伝えください。

ご利用の際は、事前に
左記の電話番号へご連絡
ください。葬儀社との
お打合せ後のご連絡で
はご利用できません

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、会社の経営の悪化や業務縮小など業務形態の変更などを背景に、労働者の「雇止め」に関する相談を受けることが多くなりました。

有期の労働契約は、期間を定めて締結された労働契約ですので、契約を更新せずに契約期間満了を理由に契約を終了させる「雇止め」を使用者は労働者に告げるのですが、近時、相談が増えている「雇止め」について、使用者側で注意すべき点など、検討していくことにしましょう。

Q₁ 使用者において「雇止め」について、注意すべき点は何でしょうか。

A₁ 厚生労働省が「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」と題するリーフレットを案内しています。それによると、①契約締結時の明示事項等、②雇止めの予告、③雇止めの理由の明示、④契約期間についての配慮、といったルールが示されています。

- ① 契約締結時の明示事項等は、使用者は有期労働契約時に、更新の有無の明示、更新する場合又は更新しない場合の判断の基準の明示などが求められています。
- ② 雇止めの予告とは、使用者が有期労働契約（3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に限る。予め更新をしない旨明示されているものを除く）を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する30日前までに、その予告をしなければなりません。
- ③ 雇止めの理由の明示とは、使用者は雇止めの予告後に労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければなりません。また、雇止めの後に労働者から請求された場合も同様です。
- ④ 契約期間の配慮とは、使用者は契約を1回以上更新し、かつ、1年を超えて継続して雇用している有期労働契約者との契約更新の際には、契約の実態及び労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするように努めなければなりません。

Q₂ 労働者から使用者に対し、契約期間満了前までに契約更新の申し込み、あるいは、契約期間満了後遅滞なく契約締結の申し込みがあった場合はどうなりますか。

A₂ 労働契約法19条によれば、使用者が雇止めあるいは契約締結の申し込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は従前の労働契約と同一内容で労働者からの申込を承諾したものとみなされます。

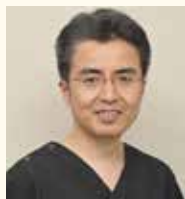
また、労働契約法19条が対象としている有期労働契約は、以下の2つの種類の有期労働契約が挙げられていますので、これに該当するか否か検討する必要があります。すなわち、①過去に反復して更新された有期雇用契約において、雇止めや更新拒絶により契約を終了させることが解雇と社会通念上同視できると認められる場合、②労働者が契約期間満了時に、契約が更新されるものと期待することに合理的な理由があると認められる場合、です。

Q₃ 労働契約法19条の「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」とは、正社員の解雇と同じ判断基準なのでしょうか。

A₃ 正社員の解雇と比較すると、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」の判断は緩やかになされる余地があると思われます。

この点、業績悪化を理由として人員削減目的の雇止めがなされた事案ですが、①2か月雇用を5回更新した臨時員の雇止めにあたって解雇の法理が適用されるべきであるが、②終身雇用下のいわゆる本工を解雇する場合とは自ずから合理的な差異があるとした上、③独立採算の工場の人員を削減する必要があり、余剰人員を他の事業部門へ配置転換する余地もない場合に、工場の全労働者につき希望退職者募集の方法をとらずに臨時員全員の雇止めを行ったことに不当・不合理な措置はないとした昭和61年12月4日最高裁判決が参考になります。

ただの便秘だと思っていませんか？



川崎幸病院
消化器内科部長 / 内視鏡センター長 /
がん治療センター副センター長

大前 芳男（おおまえ よしお） 医師



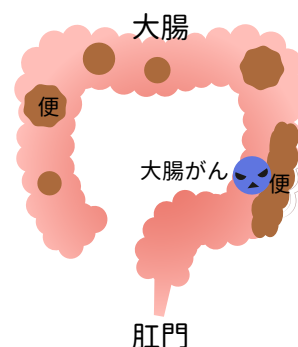
便秘とは

便秘とは、「本来なら体外に排出すべき糞便^{ふんべん}を、十分な量かつ快適に排出できない状態」と定義されています。便が硬くお腹の張りや、便が残る感じがある状態を便秘と言います。

『大腸がん』も便秘の原因

便秘になる原因は、加齢による腸の働きの低下、運動不足、ストレス、食生活の乱れなど様々です。そのうちのひとつに大腸がんがあります。“がん”が大きくなり腸管の内腔^{ないくう}（腸の内側の空間）が狭くなると、便が通りにくくなり排便がスムーズに行えなくなるためです。

便秘の症状で原因を特定することは難しいため、まずは大腸内視鏡検査を行い、大腸がんでないことを調べるのが重要です。

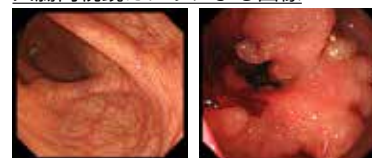


大腸内視鏡検査とは

大腸内視鏡検査は、カメラで腸の粘膜状態や大腸がんの元となる大腸ポリープの有無を直接観察できるため、高い精度で“がん”の診断をすることができます。また、がんやポリープを早期発見した場合、開腹手術ではなく内視鏡で治療を行うことも可能です。

大腸がんがあっても、健診などで行われる便潜血検査で陰性となってしまうことがあるため、「排便が毎日だったのが最近3日に1回になった」など便の習慣が変わってきたときや、慢性的な便秘にお悩みの方は一度、専門の医師に相談することをおすすめします。

大腸内視鏡カメラによる画像



正常な大腸

大腸がん

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

第二川崎幸クリニック

受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土 8:00～17:00 日 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00



YouTube

大前医師による『大腸がん』
についての解説動画を公開中



人を守る。平和を仕事にする。



ツイッター

陸・海・空 自衛官募集中

採用種目

一般曹候補生

令和3年9月6日まで

自衛官候補生(任期制)

年間を通じて受付けております

資格：18歳以上33歳未満の方



個別説明会 開催中

電話受付時間 平日8：30～17：15
上記時間以外をご希望の場合、事前にお問い合わせ下さい。

現役自衛官が、**仕事内容、試験内容**の説明のほか、
ご質問にお答えします。**保護者の方も大歓迎**です。
詳しくは、自衛隊川崎出張所ホームページを
ご覧ください。

詳細は 自衛隊川崎出張所 へ♪

お電話 → 044-244-5449

ご訪問 → 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町7-1 三陽会館ビル3F
市役所通り沿い、稲毛公園となり！1階は写真屋さんです。

☆お気軽にお越し下さい。
女性スタッフもおります。



自衛隊川崎出張所
ホームページ

オンライン社員研修講座

6月24日

挨拶、身だしなみ、態度、電話対応や名刺交換等のあらゆる場面でのビジネスマナーの基本について研修また、お茶の出し方や席順のトレーニングもコロナ禍の中、オンラインでの研修会を開催しました。



テーマ：「ビジネスマナー研修」
講 師：(株)SUGI コーポレイション 杉本 直鴻 氏

オンライン社員研修講座

7月12日

「とんかつ和幸」の接客コンテスト全国大会で日本一に輝く現役お笑いタレントの大島和也氏が相手を笑顔にする話し方、笑いの取れるトークのコツを伝授させていただきました。



テーマ：「人を笑顔にする話し方」
講 師：現役お笑いタレント 大島 和也 氏

オンライン決算法人説明会

6月24日



講 師：東京地方税理士会 担当税理士
川崎南税務署 担当官

オンライン実務経理セミナー

7月20日～10日間



講 師：東京地方税理士会 川崎南支部
嶋矢 剛 氏



川崎南法人会からののお知らせです

法人会ではコロナ禍による各種事業の中止を余儀なくされるなか、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行なっております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

以下の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局まで FAX を頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員のご紹介

(令和3年 6月1日～7月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	(株)エフピーコーポレーション	矢野 敦士	榎町 2-14-3F	不動産業	(株)創信建築事務所
中央	タイムズモビリティ(株)	川上 紀文	駅前本町 14-2	レンタカー・ カーシェアリング・他	事務局
中央	加賀屋産商(株)	道木 淳弘	砂子 2-3-3	小売	(株)川崎保険センター
東1	(株)エフトリア	杉山 亨	富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B1 棟 5F	電気設備工事業	アフラック生命保険(株)
中央	(株)リアライズ	小山 達史	榎町 3-15	不動産業	(株)石川商事
南2	(有)野村工事	野村 晋一	田辺新田 1-1 富士電機(株)内	一般建設業	大同生命保険(株)
中央	ミナノワ(株)	大村 英寿	南町 1-8 林ビル川崎 5F	障がい福祉	A I G 損害保険(株)
中央	(株)M&Eリフォーム	三浦マリリン エスクルトス	南町 20-15 プレジールレジデンス川崎 701	建設業	A I G 損害保険(株)
南4	(有)外谷板金工業	塩月 直樹	田島町 5-1	建設業	アフラック生命保険(株)
	(株)マコト	井上 誠一	横浜市港北区菊名 1-13-17	貸切バス事業	(株)仙崎鐵工所 (有)佐野商店

賛助会員 藤ヶ谷 律子

大同生命保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

(コロナウィルスの影響により予定が変更になる場合がありますのでお問い合わせ下さい)

9月

6日(月)・7日(火)

●生活習慣病健康診断

会場：川崎市産業振興会館
時間：9：30～11：00

9日(木)

●第3回 広報委員会

会場：カルッツかわさき
時間：11：00～12：00

9日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：30～16：00



15日(水)

●社員研修講座

テーマ：「プレイングマネージャー研修」
講師：(有)島田教育総合研究所
代表取締役 島田 義也 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～16：00

15日(水)

●青年部会 税務研修会

講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館

22日(水)

●オンライン決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
時間：13：30～16：20

27日(月)

●女性部会 税務研修会

講師：川崎南税務署担当官
会場：カルッツかわさき

10月

7日(木)

●法人会全国大会(岩手大会)

会場：盛岡市民文化ホール
時間：14：00～

7日(木)～10日間

●オンライン初級簿記講習会

講師：東京地方税理士会
川崎南支部
時間：18：00～20：00

19日(火)

●懇親ゴルフ大会

会場：立野クラシックゴルフ倶楽部

21日(木)

●オンライン決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
時間：13：30～16：20

● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時

9月の相談日／ 7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)

10月の相談日／ 5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。
(☎044-233-4852)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに

NEW



医療保険

EVER Prime

保障が充実。なのに、ムダがない医療保険。

ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく、最適な保障を備えていただけます。

■健康祝いありプラン 入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特則付き 保険期間:終身

入院	疾病・災害 入院給付金	10日以内の場合	11日以上の場合
		一律10日分	1日につき
		5万円	5,000円
手術	三大疾病 無制限 入院給付金	三大疾病 ^(※1) で疾病・災害入院給付金の 支払限度日数を超える 入院をしたとき 1日につき	
		5,000円	
手術	手術 給付金	外来手術 (特定手術を除く) 1回につき	入院手術 (特定手術を除く) 1回につき
		5万円	5万円
放射線 治療	放射線治療 給付金	1回につき	5万円
		5万円	5万円
通院	疾病・災害 通院給付金	1日につき	5,000円
		5,000円	5,000円
祝金	健康祝い ^(※2)	所定の条件を満たした場合 3年ごとに	2.5万円
		2.5万円	2.5万円

終身

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料 払込免除特約 免除事由に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※1)がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患 (※2)90歳となる年単位の契約当日の翌日以後は、健康祝いのお支払いはありません。 ※三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

月払保険料例 入院給付金支払限度:60日型
保険料払込期間:終身
三大疾病保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,645円	3,325円	4,440円	7,085円
女性	2,910円	3,530円	4,260円	6,000円

※健康祝金がない「健康祝いなしプラン」もあります。 ※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が増える場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。 2021年1月18日現在

プラス

ニーズに合わせて特約をプラス

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。



心配な
「がん」の
備えに

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

幅広くまとめて保障するがん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■保険期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)

治療費に備える	治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと 特約給付金額 10万円の場合	10年更新
		がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (がん先進医療一時金 上記に加えて、 1年間に1回を限度 15万円)	10年更新
治療関連費に備える	診断	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身
	特定診断	一時金として がん 50万円	
	複数回診断	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円	
	入院	1日につき 5,000円	
	通院	1日につき 5,000円	
	手術	1回につき 5,000円	

特定保険料 払込免除 免除事由に該当したとき
以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

▲上皮内新生物は保障の対象外
※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。 ※保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。集団扱の待ち期間については「注意喚起情報」をご確認ください。

月払保険料例 解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)
特定保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,758円	2,343円	3,589円	6,142円
女性	1,788円	2,649円	4,503円	6,121円

※治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。 2021年1月18日現在

プラス

ニーズに合わせて特約をプラス

●先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは、随時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。●退職(脱退)後は個別保険料率に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

横浜総合支社 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング15F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

P20181 AFツール-2020-0414 11月25日

引受保険会社